

平成23年7月5日

第2297号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

<b>告 示</b>	
○大規模小売店舗の変更にし聴取した意見の概要（309・商業貿易課）	1
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課） 2件	2
<b>教育委員会告示</b>	
○教育委員会会議の開催（14・教育庁総務課）	2
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の設立の届出（62）	3
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（63）	3
○政治団体の解散の届出（64）	3
○政治団体の収支に関する報告書（65）	4
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（66）	5
○政治団体の収支に関する報告書（67）	5
<b>公安委員会告示</b>	
○運転免許取得者教育に係る認定の取消し（65・運転免許センター）	8
○年少射撃資格の認定のための講習会の実施（66・生活環境課）	8
<b>公安委員会公告</b>	
○指定自動車教習所の指定の解除（運転免許センター）	9
<b>監査委員公告</b>	
○監査の結果に基づき講じた措置の公表	9
<b>その他</b>	
○平成23年度行政書士試験の実施	10

## 告 示

### 秋田県告示第309号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更にし、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成23年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
男鹿ショッピングセンター  
男鹿市脇本脇本字石館16外
- 男鹿市長の意見  
廃棄物処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の収集は男鹿市の許可を受けた業者に委託すること。作業による騒音、振動、道路への砂利等の飛散に注意すること。  
建設に係る大きな切盛が発生した場合には、都市計画上の規制を確認すること。  
景観に係る色の規制について確認すること。  
男鹿市の下水道条例に基づき、関係手続をすること。  
周辺の遺跡に隣接しているおり、開発面積も1,000㎡を超えるため、現在敷設されているアスファルト除去後、遺跡の事前調査を行いたい。
- 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし
- 関係書類の縦覧及び期間  
(1) 縦覧場所  
秋田県総務部広報広聴課県政情報資料室

男鹿市産業建設部観光商工課

(2) 縦覧期間

平成23年7月5日から同年8月5日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター
- 3 代表者の氏名  
石 田 光 子
- 4 主たる事務所の所在地  
大館市
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、男女共同参画事業の推進をはじめとする市民活動の促進に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容  
(1) 役員の種別及び定数

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年7月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年6月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
(旧) NPO法人 V T E S S  
(新) NPO法人 銀の鈴
- 3 代表者の氏名  
福 司 稔
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市中通三丁目3番1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域に在住する障害者に対して、その家族や地域住民及び企業の理解と協力のもと、自立支援や就労支援、活動支援等を行い、障害者が地域社会において安心して快適に自立した生活を営むために、すみよい環境づくりと、保健、医療、福祉に関する事業活動を行い、障害者の社会復帰と自立支援に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容  
名称

## 教 育 委 員 会 告 示

### 秋田県教育委員会告示第14号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成23年7月5日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

- 1 日時  
平成23年7月7日午後1時
- 2 場所  
教育委員会委員室

## 3 案件

- (1) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- (2) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- (3) 秋田県心身障害児就学審議会委員の任命について
- (4) 秋田県社会教育委員の任命について
- (5) 秋田県立博物館協議会委員の任命について
- (6) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
- (7) その他

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年5月1日から同月31日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 その他の政治団体

## イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
菊池博悦後援会	小 森 正 直	堀 内 強	山本郡藤里町矢坂字坂本23-1	平成23年5月27日

## 秋選管告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年5月1日から同月31日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
小畑元後援会	主たる事務所の所在地	大館市部垂町33-2	大館市中道一丁目1-17	平成23年5月2日
木鐸会	主たる事務所の所在地	大館市部垂町33-2	大館市中道一丁目1-17	平成23年5月2日
近江屋信広大館後援会	主たる事務所の所在地	大館市水門前83栄ビル	大館市谷地町後62-3 ジュネス・ワンB号	平成23年5月6日
うなづきみつる後援会	主たる事務所の所在地	湯沢市両神19-1 オアイ スイースト102号	湯沢市両神130-7	平成23年5月18日
すずき陽悦後援会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 鈴木 陽悦、参議院議員	平成23年5月27日
すずき陽悦政策研究会	国会議員関係政治団体の区分  (公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 参議院議員 鈴木 陽悦、参議院議員	平成23年5月27日

## 秋選管告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年5月1日から同月31日までの間に次

の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
秋田芳樹会	平 塚 長 生	平成23年4月30日	平成23年5月2日
石川富三後援会	高 橋 末五郎	平成23年4月30日	平成23年5月6日
三浦義昭後援会	新 沢 隆	平成23年4月30日	平成23年5月6日
八木橋雅孝後援会「政風会」	藤 嶋 省 平	平成23年4月30日	平成23年5月6日
加藤勝義後援会	小 坂 彦 一	平成23年5月21日	平成23年5月24日
二田孝治後援会連合会	高 橋 昌 一	平成23年5月20日	平成23年5月26日
佐藤かずひで後援会	小 林 正 雄	平成23年5月1日	平成23年5月27日

秋選管告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年7月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 秋田芳樹会（平成23年分）

報告年月日 平成23年5月2日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	110,940円
前年からの繰越額	42,937円
本年の収入額	68,003円
(イ) 支出総額	110,940円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費員数	68,000円 68人
その他の収入	3円
合 計	68,003円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	55,276円
事務所費	55,276円
政治活動費	55,664円
組織活動費	55,664円
合 計	110,940円

政治団体の名称 三浦義昭後援会（平成23年分）

報告年月日 平成23年5月6日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	270,535円
前年からの繰越額	270,535円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 八木橋雅孝後援会「政風会」（平成23年分）

報告年月日 平成23年5月6日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	86,159円
前年からの繰越額	86,159円

本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	350円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 支出の内訳	
経常経費	350円
事務所費	350円
合 計	350円
政治団体の名称 佐藤かずひで後援会 (平成23年分)	
報告年月日 平成23年5月27日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	627,564円
前年からの繰越額	627,512円
本年の収入額	52円
(イ) 支出総額	0円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
その他の収入	52円
合 計	52円

## 2 収入及び支出のない団体

## (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
石川富三後援会 (平成23年分)	平成23年5月6日
加藤勝義後援会 (平成23年分)	平成23年5月24日
二田孝治後援会連合会 (平成23年分) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 二田 孝治 衆議院議員	平成23年5月26日

## 秋選管告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年7月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
福島 正人	秋田県議会議員	うなづきみつる後援会	主たる事務所の所在地	湯沢市両神19-1 オアอีส イースト102号	湯沢市両神130-7	平成23年5月18日
鈴木 陽悦	秋田県議会議員	すずき陽悦政策研究会	公職の種類	秋田県議会議員	参議院議員	平成23年5月27日

## 秋選管告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年7月5日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- I 種類 平成22年9月1日から平成23年5月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書  
II 報告書の要旨 (平成21年分)

## 1 収入及び支出のある団体

## (1) その他の政治団体

政治団体の名称 田村とみお後援会

報告年月日 平成22年9月17日

## ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	1,286円
前年からの繰越額	1,286円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	240円

## イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳	
経常経費	240円
事務所費	240円
合 計	240円

政治団体の名称 岩川てつ後援会

報告年月日 平成23年3月23日

## ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	3,899,666円
前年からの繰越額	71円
本年の収入額	3,899,595円
(イ) 支出総額	3,494,851円

## イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	65,000円
員数	130人
寄附	3,683,000円
個人からの寄附	3,683,000円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	151,500円
その他の催物事業	151,500円
その他の収入	95円
合 計	3,899,595円

## [寄附の内訳]

## 個人からの寄附

岩川 総	500,000円	北秋田市
相馬 文夫	200,000円	北秋田市
小塚政悦郎	360,000円	北秋田市
岩谷 利男	748,000円	北秋田市
千葉 勲	300,000円	北秋田市
飯田 勤	500,000円	東京都武蔵野市
小沢美保子	1,000,000円	東京都豊島区
その他の寄附	75,000円	

## (イ) 支出の内訳

経常経費	2,063,958円
人件費	315,000円
光熱水費	137,203円
備品・消耗品費	893,341円
事務所費	718,414円
政治活動費	1,430,893円
組織活動費	344,447円
機関紙誌の発行その他の事業費	738,424円
宣伝事業費	530,224円
その他の事業費	208,200円
寄附・交付金	348,022円

合 計	3,494,851円
政治団体の名称 三浦晃後援会	
報告年月日 平成23年3月29日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	59,731円
前年からの繰越額	59,731円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円
政治団体の名称 斉藤たかし後援会	
報告年月日 平成23年3月31日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	81,900円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	81,900円
(イ) 支出総額	81,900円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	81,900円
個人からの寄附	81,900円
その他の寄附	81,900円
合 計	81,900円
(イ) 支出の内訳	
政治活動費	81,900円
機関紙誌の発行その他の事業費	81,900円
宣伝事業費	81,900円
合 計	81,900円
政治団体の名称 日本司法書士政治連盟秋田県会	
報告年月日 平成23年3月31日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	905,895円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	905,895円
(イ) 支出総額	390,300円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
その他の収入	905,895円
振替金	905,895円
合 計	905,895円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	1,050円
事務所費	1,050円
政治活動費	389,250円
組織活動費	3,000円
寄附・交付金	386,250円
合 計	390,300円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出386,250円)	
政治団体の名称 小林さとの後援会	
報告年月日 平成23年4月25日	
ア 収入・支出の総額	
(ア) 収入総額	25,000円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	25,000円
(イ) 支出総額	25,000円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費	15,000円
員数	15人
寄附	10,000円
個人からの寄附	10,000円
その他の寄附	10,000円
合 計	<u>10,000円</u>

## (イ) 支出の内訳

政治活動費	25,000円
組織活動費	25,000円
合 計	<u>25,000円</u>

政治団体の名称 三浦義昭後援会

報告年月日 平成23年5月6日

## ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>270,535円</u>
前年からの繰越額	270,535円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

## 2 収入及び支出のない団体

## (1) その他の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	報 告 年 月 日
畠山秀義後援会	平成22年9月3日
夏井清勝後援会	平成22年9月16日
工藤新一後援会	平成22年9月24日
佐藤清吉後援会	平成22年10月1日
西村武後援会	平成22年10月19日
安藤健二後援会	平成23年1月18日
藤原与一後援会	平成23年3月14日
鈴木茂雄後援会	平成23年3月15日
黒澤芳彦後援会	平成23年3月31日
高久昭二後援会	平成23年4月15日

## 公 安 委 員 会 告 示

## 秋田県公安委員会告示第65号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の第32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定に基づき告示する。

平成23年7月5日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

## 1 認定を取り消された者

- (1) 名称 株式会社 十文字自動車学校
- (2) 住所 横手市十文字町佐賀会字中川原113番地の1
- (3) 代表者 松浦謙二郎

## 2 施設の名称 十文字自動車学校

## 3 施設所在地 横手市十文字町佐賀会字中川原113番地の1

## 4 認定を取り消された運転免許取得者教育課程の区分 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号から同条第4号まで及び同条第6号から第8号までに掲げる課程

## 5 認定取消年月日 平成23年6月30日

## 秋田県公安委員会告示第66号



銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定に基づき、公表する。

平成23年7月5日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

- 1 実施年月日  
平成23年8月10日（水）午前9時から午後4時まで
- 2 実施場所  
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部3階会議室3
- 3 講習科目及び講習時間数  
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施する。
- 4 受講定員  
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
  - (1) 年少射撃資格講習受講申込書 2通
  - (2) 写真 2枚  
写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等
  - (1) 申込用紙の交付  
各受付場所において交付する。
  - (2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成23年7月5日（火）から同年8月4日（木）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員20人で締め切る。
  - (3) 受付場所  
住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料  
9,700円  
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
  - (1) 講習終了後考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
  - (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3167）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

## 公 安 委 員 会 公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた次の指定自動車教習所の指定を解除したので公告する。

平成23年7月5日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

- 1 名称 十文字自動車学校
- 2 所在地 横手市十文字町佐賀会字中川原113番地の1
- 3 設置者 松 浦 謙二郎
- 4 管理者 鈴 木 英 昭
- 5 解除年月日 平成23年6月30日
- 6 指定を解除した理由 自動車教習所の廃止による。

## 監 査 委 員 会 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行し、その結果を秋田県知事に勧告していたが、次のとおり勧告に基づき講じた措置について通知があったので、同条第9項の規定に基づ

き公表する。

平成23年7月5日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
 財—————137  
 平成23年6月23日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
 秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭

様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（通知）

平成23年1月27日付け監委-642で勧告のあった秋田県フェンシング協会による補助金（選手強化対策費補助金）不適正処理については、次のとおり秋田県フェンシング協会から返還されております。

今後、同補助金については適正な処理を行うこととし、今回の問題を契機に改めて綱紀の保持に努め、県政に対する信頼回復を図ってまいります。

1 返還額計算

(ア) 当初返還

返還措置額 3,265,549円

(イ) 追加返還

返還措置額 397,117円

2 返還日

(ア) 返還日

平成23年3月25日

(イ) 追加返還日

平成23年5月23日

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による秋田県知事の委任に係る平成23年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成23年7月5日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

1 試験期日

平成23年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

秋田市手形学園町1番1号 秋田大学手形キャンパス

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等

(ア) 出題数 46題

(イ) 内容等 憲法、行政法（同法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されているものに関し出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等

(ア) 出題数 14題

(イ) 内容 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、(1)アは択一式及び記述式、(1)イは択一式とする。

なお、(1)アの記述式の出題は、40字程度で記述するものとする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

## ア 受付期間

平成23年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで

## イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること(あて先は、印刷済)。平成23年9月2日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 提出書類

受験願書一式

## エ 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内を参照のこと。

## オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (ア) 郵送配布

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号・A4サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの)を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、あて先まで郵便で請求すること(平成23年8月26日(金)までに必着のこと)。

配布期間	あて先
平成23年8月1日(月)から同月26日(金)まで	郵便番号100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

## (イ) 窓口配布

配布期間	配布場所
平成23年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	東京都千代田区日比谷公園1番3号市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター
平成23年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで	鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局総務企画部
	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 秋田県北秋田地域振興局総務企画部
	能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局総務企画部
	秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局総務企画部
	由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局総務企画部
	大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局総務企画部 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局総務企画部 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局総務企画部
平成23年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで	秋田市山王四丁目4番14号秋田県教育会館4階 秋田県行政書士会

財団法人行政書士試験研究センター以外の配布場所においては、備え置く試験案内及び受験願書の数に限りがあるため、配布できない場合がある。

## (2) インターネットの利用による受験申込み

## ア 受付期間

平成23年8月1日(月)午前9時から同月30日(火)午後5時まで

## イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)のインターネット出願画面に接続し、必要事項を入力すること。

## ウ 受験手数料

7,000円

納付方法は、クレジットカード(VISA、Master又はUCのもので、かつ、受験申込者の名義のものに限る。)による決済のみとする。

納付された受験手数料は、原則として還付しない。

## (3) 連絡先

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者については、障害の状況により必要な措置を講ずることがあるので、受験の申込みに先立って4(3)へ相談すること。

6 合格の発表の日時及び方法

(1) 日時

平成24年1月30日(月)午前9時

(2) 方法

合格者の受験番号を、財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及びホームページに掲示し、及び表示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
<p>平成18年3月31日(号外第12号)公布の教育委員会規則第5号(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則) (原稿誤り)</p>				
1	2	前から14	<p>「十八月(第一号、第二号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める)」を「十二月(その者の)」に、「までの年数」を「を超える経験年数」に、「未満の年数」を「以上の年数」に、「ものの」を「ものにあつては」に、「のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月」を「とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。」の月数にあつては十八月」</p>	<p>「十八月(第一号、第二号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月)」を「十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては十八月)」</p>

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄